

○ 指定技能教育施設の連携科目等の指定等

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第二項の規定により、指定技能教育施設における連携科目について次のとおり指定の解除をしたので、同

令和八年一月二十二日

岐阜県教育委員会

堀

貴
雄

一　　指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人平野学園　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

岐　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

解　　学校法人平野学園　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

除　　岐　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

し　　除　　学校法人平野学園　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

た　　連　　岐　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

期　　携　　除　　学校法人平野学園　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

日　　科　　連　　岐　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

一　　基礎　　科　　除　　学校法人平野学園　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

　　社会福祉基礎　　科　　連　　岐　　岐阜県大垣市清水町六十五番地

　　ライフスタイル・デザイン科

令和七年四月一日